

地球温暖化問題の経緯

- 平成4(1992)年5月 気候変動枠組条約採択 (平成 6(1994)年3月発効)
- 平成9(1997)年 12 月 気候変動枠組条約 第3回締約国会議(COP3、いわゆる「京都会議」)
 - ・ 各国ごとに CO2 等の温室効果ガスの削減目標を定めた京都議定書を採択
- 平成 14(2002)年3月 地球温暖化対策推進大綱 (地球温暖化対策推進本部決定)
 - ・ 京都議定書の 6%削減約束を履行するための具体的裏付けのある対策を提示
「税、課徴金等の経済的手法については、他の手法との比較を行いながら、(中略) 様々な場で引き続き総合的に検討」
- 平成 15(2003)年8月 中央環境審議会地球温暖化対策税制専門委員会「温暖化対策税制の具体的な制度の案」公表
 - ・ 炭素 1 トン当たり 3,400 円 (ガソリン 1 リットル当たり約 2 円) の課税 (税収規模は 9,500 億円程度)
- 平成 16(2004)年8月 中央環境審議会「地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間取りまとめ」公表
中央環境審議会施策総合企画小委員会「温暖化対策税制とこれに関連する施策に関する中間取りまとめ」公表
産業構造審議会環境部会地球環境小委員会中間とりまとめ「今後の地球温暖化対策について」公表
- 平成 16(2004)年9月 ロシア政府が京都議定書を批准する旨の政府決定(京都議定書は、ロシアの批准後 90 日後に発効)

京都議定書を巡る最近の動き

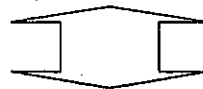
締結した先進国の二酸化炭素の排出量が先進国全体の排出量の55%以上で京都議定書発効。ロシアが批准することで、55%基準を満たすことになる。



10月22日：ロシア下院可決
10月27日：ロシア上院可決
11月5日：プーチン大統領、議定書に署名

批准から90日後

来年2月中旬には、京都議定書発効が確実視される。



日本が京都議定書で義務付けられた温室効果ガス6%削減を達成する国際的責務を負う。

温室効果ガス削減目標6%の枠組み

「地球温暖化対策推進大綱」（平成14年3月 地球温暖化対策推進本部決定）における分野別削減目標は以下のとおり。

（単位：100万tCO₂換算）

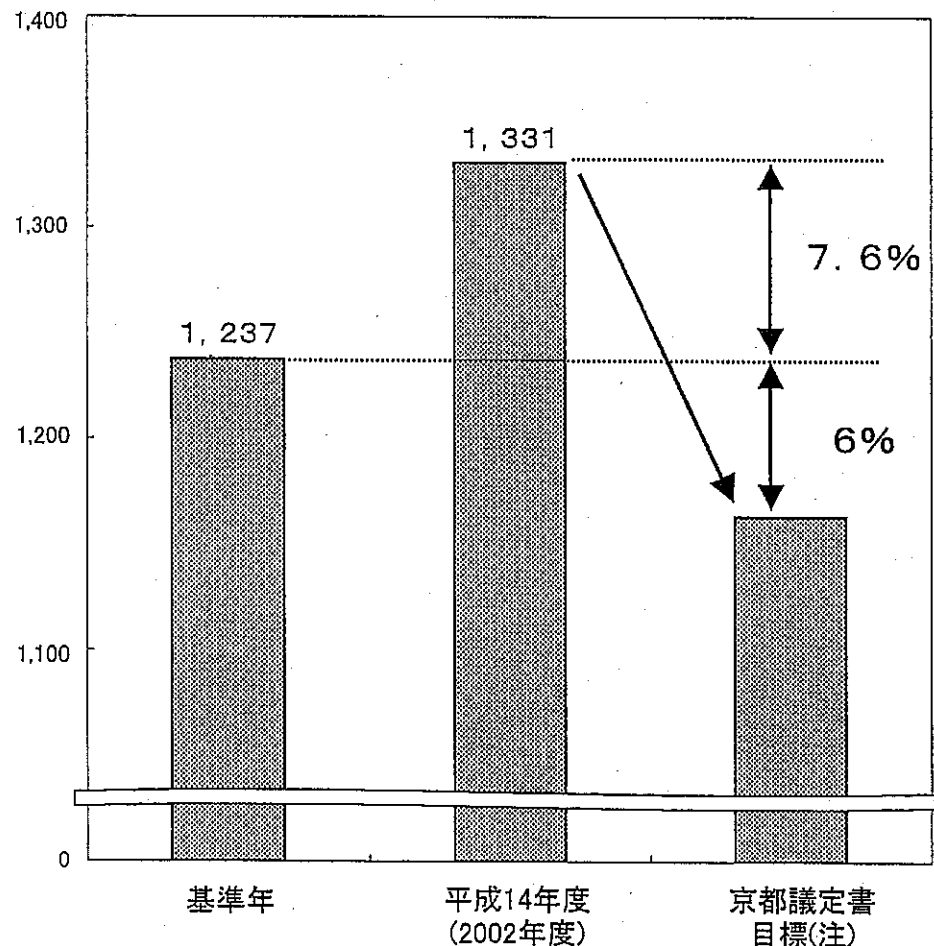
分 野 別	基準年(1990年※)		基準年排出量からの削減目標		
	分野別 排出量	総排出量①	総削減量	分野別②	削減割合 (②÷①)
① エネルギー起源二酸化炭素	1,048	1,237	▲74 (▲6%)	0	±0.0%
② 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素	139			▲6	▲0.5%
③ 革新的技術開発、国民各界各層の更なる地球温暖化防止活動の推進	—			▲25	▲2.0%
④ 代替フロン等3ガス	50			+25	+2.0%
⑤ 森林経営による吸収量の確保	—			▲48	▲3.9%
⑥ その他（京都メカニズムの活用等）	—			▲20	▲1.6%

（注） 基準年の排出量は、日本政府が気候変動枠組条約事務局に報告しているインベントリ（排出目録）により算定。

（※） 代替フロン等3ガスの基準年は、1995年

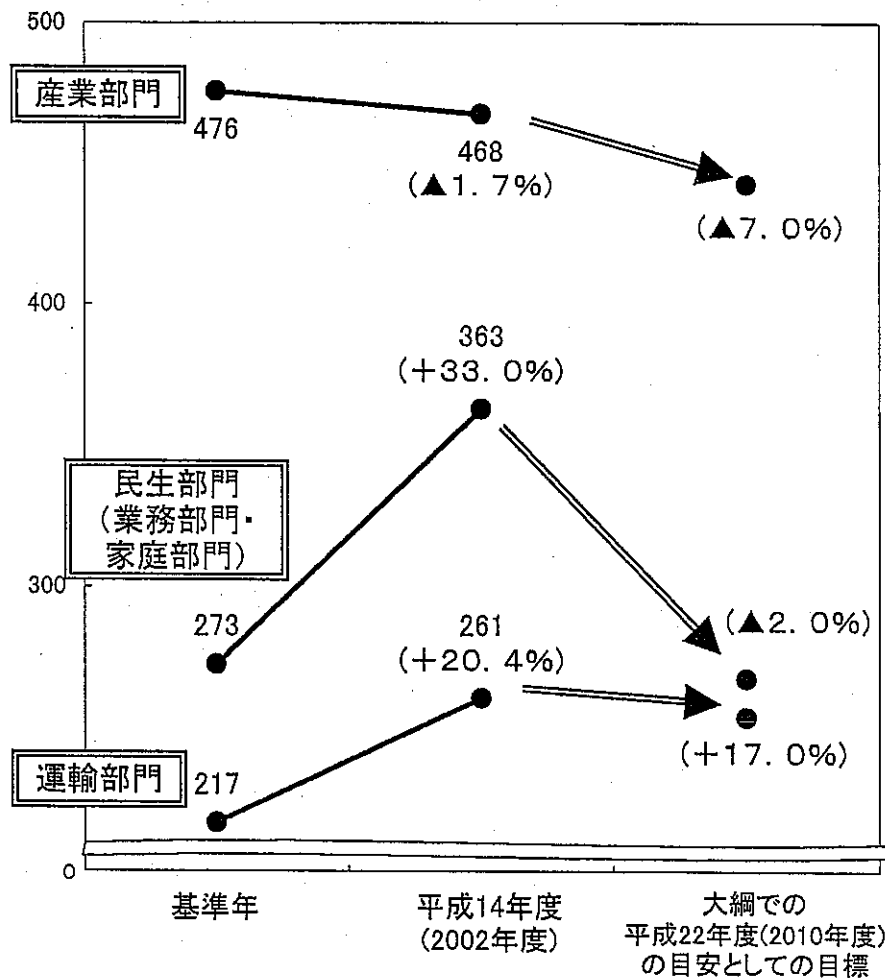
我が国の温室効果ガス排出量の推移

温室効果ガス総排出量（百万トンCO2換算）

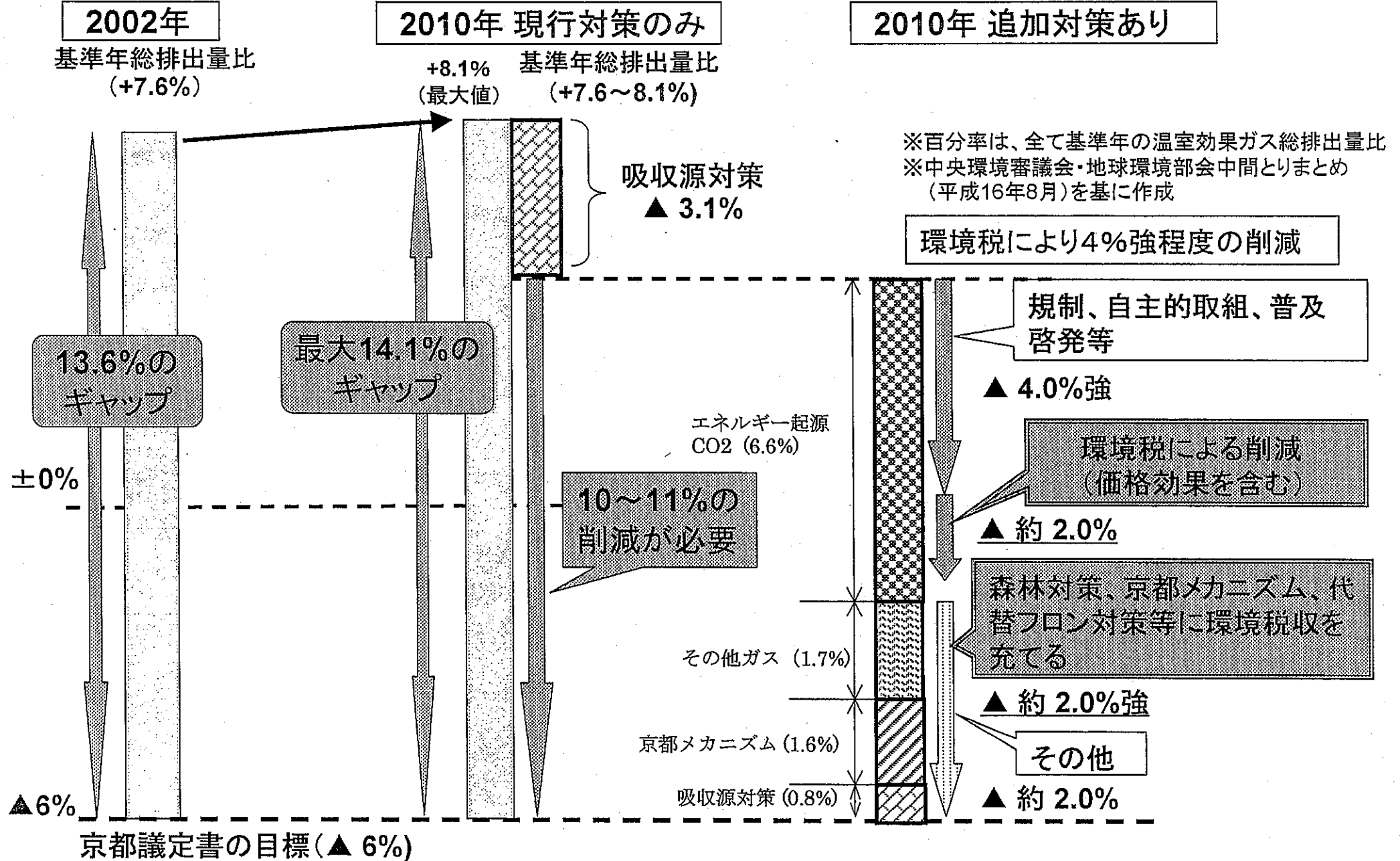


(注) 京都議定書の目標は、2008年から2012年の温室効果ガス総排出量を基準年(原則1990年)比6%削減すること。

左のうちエネルギー起源CO2排出量（部門別、百万トンCO2）



環境税による削減効果（環境省）



増税なき削減約束の達成(経産省)

2002年

基準年総排出量比
(+7.6%)

2010年 現行対策のみ

基準年総排出量比
(+3.2~5.0%)

2010年 追加対策あり

※百分率は、全て基準年の温室効果ガス総排出量比
※産業構造審議会・環境部会・地球環境小委員会
中間とりまとめ(平成16年8月)を基に作成

